

TEAM EXPO 2025 / 共創チャレンジへの支援に関する基準

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会が運営する「TEAM EXPO 2025」における団体等が実施する TEAM EXPO 2025 / 共創チャレンジ（以下「共創チャレンジ」という。）への本市からの支援については、次の基準によるものとする。

（定義）

第 1 条 この基準において、「支援」とは、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会が運営する「TEAM EXPO 2025」の公式ホームページにおいて、TEAM EXPO 2025 / 共創パートナーである本市のマイページ上で他の団体等が実施する共創チャレンジを「支援している共創チャレンジ」として登録することをいう。

（対象団体）

第 2 条 対象団体は、次の各号いずれかに該当する団体等とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校等の教育機関
- (3) 民間事業者（事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。）
- (4) その他市長が適当と認める団体等

（支援基準）

第 3 条 支援する共創チャレンジは、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の理念及びテーマに沿ったもの
- (2) 趣旨及び目的が本市の行政の方針に沿ったもの
- (3) 主に泉大津市内で実施するもの
- (4) 広く市民等が参加できるもの
- (5) 前条に掲げる団体等が共創チャレンジに関し遂行能力があると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、共創チャレンジが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援しない。

- (1) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- (4) 参加者に対する経済的負担が過重なもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になる恐れのあるもの
- (6) その他支援をすることが適当でないと認めるもの

（支援の手続き）

第 4 条 共創チャレンジへの支援を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、市長に次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 共創チャレンジを実施する団体等の定款、規約その他概要が分かるもの
- (2) 共創チャレンジの内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は前項各号に定める書類の一部を提出する必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(承認)

第5条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、関係書類を審査のうえ、承認の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認を行う場合は、必要に応じて条件を付すことができる。

(内容等の変更及び中止の報告)

第6条 前条の規定による承認を受けた者は、共創チャレンジの内容等に変更が生じた場合又は中止した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(承認の取消)

第7条 市長は、第5条の規定により承認した共創チャレンジが次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。この場合において、承認の取消により生じた損害に対して、市長はその賠償の責を負わない。

(1) 第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき

(2) 第5条第2項の規定により付した条件を遵守しないとき

(3) 虚偽又は不正な手段により承認を受けたとき

(4) その他、支援にふさわしくないと認められる行為があったとき

2 市長は、前項により承認を取り消したときは、申請者に通知するものとする。

(庶務)

第8条 共創チャレンジへの支援に関する庶務は、市長公室成長戦略課が行う。

(その他)

第9条 この基準に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。